

「合併・事業譲渡等マニュアル」－新旧対照表－

(下線部分は改正部分)

改正後	現行
令和 8 年 3 月 31 日改訂版 合併・事業譲渡等マニュアル 目次 (略) 第 1 章 社会福祉法人における合併・事業譲渡等の検討のポイント (略) 第 2 章 社会福祉法人における合併・事業譲渡等の課題と解決に向けた 取組 (略) 2.2 課題解決のための取組 ・ 合併における困難さや課題の解決方法 (略) ・ 事業譲渡等における困難さや課題の解決方法 どのように「事業譲渡等における困難さや課題」を解決したのか、と いう問いにおいて、主に以下のような回答が得られました。 ・ 行政との協議 ・ 専門家（弁護士、司法書士、公認会計士、税理士、不動産鑑 定士、社会保険労務士等）の活用 ・ 課題解決のために準備室の設置や担当職員の配置	令和 6 年 9 月 1 9 日改訂版 合併・事業譲渡等マニュアル 目次 (略) 第 1 章 社会福祉法人における合併・事業譲渡等の検討のポイント (略) 第 2 章 社会福祉法人における合併・事業譲渡等の課題と解決に向けた 取組 (略) (略) 2.2 課題解決のための取組 ・ 合併における困難さや課題の解決方法 (略) ・ 事業譲渡等における困難さや課題の解決方法 どのように「事業譲渡等における困難さや課題」を解決したのか、と いう問いにおいて、主に以下のような回答が得られました。 ・ 行政との協議 ・ 専門家（弁護士、司法書士、公認会計士、税理士、不動産鑑 定士、社会保険労務士等）の活用 ・ 課題解決のために準備室の設置や担当職員の配置

「合併・事業譲渡等マニュアル」－新旧対照表－

(下線部分は改正部分)

改正後	現行
・従業員との継続的な話し合い ・利用者会等への十分な説明 <u>また、合併・事業譲渡等の課題解決に向けて、厚生労働省及びこども家庭庁から、介護施設・事業所、障害福祉サービス事業所、保育所等の各分野における経営の協働化・大規模化の取組事例や介護事業者等の指定・届出等の手続に関する負担軽減に係る地方公共団体の取組事例等について、マニュアル・事例集等が公表されているので参考にしてください。</u> <u>(参考)</u> <u>【介護施設・事業所関連（厚生労働省HP掲載箇所）】</u> <u>■掲載箇所：介護施設・事業所の協働化・大規模化</u> ・「<u>介護現場の働きやすい職場環境づくりに向けた経営の協働化・大規模化の進め方ガイドライン</u>」 ・「<u>介護現場の働きやすい職場環境づくりに向けた経営の協働化・大規模化に関する調査研究事業</u>」 ・<u>介護事業所の指定申請等のウェブ入力・電子申請の導入、文書標準化</u> <u>【障害福祉サービス事業所等関連（厚生労働省HP掲載箇所）】</u> <u>■掲載箇所：障害福祉分野における生産性向上・手続負担軽減</u> ・「<u>障害福祉現場における手続負担の軽減に関する調査研究事業</u>」 <u>■掲載箇所：障害福祉分野における生産性向上・手続負担軽減</u> ・「<u>障害福祉分野における小規模事業所の協働化の事例</u>」 ・「<u>(参考) 介護現場の働きやすい職場環境づくりに向けた経営の協働化・大規模化の進め方ガイドライン</u>」 <u>【保育所等関連（こども家庭庁HP掲載箇所）】</u> <u>■掲載箇所：「合併、事業譲渡等に関するガイドライン」</u>	・従業員との継続的な話し合い ・利用者会等への十分な説明 <u>(新規)</u>

「合併・事業譲渡等マニュアル」－新旧対照表－

(下線部分は改正部分)

改正後	現行
第 3 章 社会福祉法人における合併の手引き 3.1 合併におけるポイントと留意事項 (略) ・行政への相談 合併の場合、所轄庁より合併認可を受ける必要があります。このため、合併申請を行うにあたっては、事前に所轄庁へ合併の趣旨目的や背景事情などを説明し、合併申請の方法、疑問点などを適宜相談することが必要です。 平成 28 年改正法等により、所轄庁については、二以上の都道府県の区域で事業を行う法人に関する認可等の権限を地方厚生局から都道府県に委譲し、また単一の都道府県の区域で事業を行う法人であって、主たる事務所が指定都市に所在する法人に関する認可等の権限を都道府県から指定都市に移譲されています。合併時には、(合併後の)吸収合併存続社会福祉法人又は新設合併設立社会福祉法人の主たる事務所がある所轄庁に認可を申請することとなりますので、上記合併の内容について、行政担当者に対して十分に相談を行っておく必要があります。 <u>令和 7 年度に、厚生労働省が所轄庁に対して、社会福祉法人の合併等に関する手続きについてアンケート調査を実施しています。結果の概要は下記のとおりですが、回答のあった所轄庁の運用状況を集計・整理したものであり、統一的な基準として示しているものではないことに留意が必要です。このため、実際の申請に当たっては、事前に所轄庁へ確認することが望まれます。</u> <u>(参考)</u> <u>各所轄庁における合併・事業譲渡等に関する手続き等の状況について</u> <u>(厚生労働省HP)</u>	第 3 章 社会福祉法人における合併の手引き 3.1 合併におけるポイントと留意事項 (略) ・行政への相談 合併の場合、所轄庁より合併認可を受ける必要があります。このため、合併申請を行うにあたっては、事前に所轄庁へ合併の趣旨目的や背景事情などを説明し、合併申請の方法、疑問点などを適宜相談することが必要です。 平成 28 年改正法等により、所轄庁については、二以上の都道府県の区域で事業を行う法人に関する認可等の権限を地方厚生局から都道府県に委譲し、また単一の都道府県の区域で事業を行う法人であって、主たる事務所が指定都市に所在する法人に関する認可等の権限を都道府県から指定都市に移譲されています。合併時には、(合併後の)吸収合併存続社会福祉法人又は新設合併設立社会福祉法人の主たる事務所がある所轄庁に認可を申請することとなりますので、上記合併の内容について、行政担当者に対して十分に相談を行っておく必要があります。 <u>(新規)</u>

「合併・事業譲渡等マニュアル」－新旧対照表－

(下線部分は改正部分)

改正後	現行
<u>(上記アンケート調査結果概要(合併について))</u> <u>(1) 合併認可の標準処理期間について</u> <u>標準処理期間を設定していると回答した所轄庁は、863 所轄庁のうち 95 所轄庁であった。その具体的な日数は申請から「30 日(1 か月)」とする所轄庁が最も多かった。なお、標準処理期間は、一般的な事案を想定した目安として定められているものであり、申請内容や状況等に応じて、実際の処理期間が変わることはあり得る。</u> <u>(2) 合併認可に伴う所轄庁との事前相談について</u> <u>事前相談を必須としていると回答した所轄庁は、863 所轄庁のうち 63 所轄庁であった。事前相談は、利用者への影響や手続きの円滑化を目的として実施されているものが多く、具体的な内容は事業譲渡等の理由やスケジュール等に関する事項であった。</u> <u>(3) 定款変更認可における書類の提出について</u> <u>法令に定める提出書類に加えて追加で書類を求めていると回答した所轄庁は、863 所轄庁のうち 62 所轄庁であった。追加書類の内容としては、各法人の定款や合併契約書、財務諸表等を求める例がみられた。また、電子メールによる提出に対応する所轄庁もある。</u>	
(略)	(略)
3.2 合併手続きの全体像 (略)	3.2 合併手続きの全体像 (略)
3.3 吸収合併手続きの解説	3.3 吸収合併手続きの解説
1～12 (略)	1～12 (略)
13 規程・システムなどの整備	13 規程・システムなどの整備
実施事項	実施事項
規程・システムなどの整備を行う場合に実施事項と考えられるものは	規程・システムなどの整備を行う場合に実施事項と考えられるものは

「合併・事業譲渡等マニュアル」－新旧対照表－

(下線部分は改正部分)

改正後	現行																								
以下のとおりです。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>説明</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 各種規程・マニュアル類の整理・統合</td><td>必要に応じて、各種規程・マニュアル類の整理・統合を図ります。</td></tr> <tr> <td>(2) 委員会などの運営検討</td><td>必要に応じて、委員会などの運営について検討します。</td></tr> <tr> <td>(3) 各種システムの統合</td><td>必要に応じて、情報システム、経理システムなどの各種システムの統合を図ります。</td></tr> <tr> <td>(4) 名義変更</td><td>必要に応じて、各種名義変更を行います。</td></tr> <tr> <td><u>(5) その他</u></td><td><u>消滅法人における権利義務については吸収合併存続法人に引き継がれます。</u> <u>消滅法人の財務諸表等の決議また届出・公表は、吸収合併存続法人において行います。</u></td></tr> </tbody> </table>	項目	説明	(1) 各種規程・マニュアル類の整理・統合	必要に応じて、各種規程・マニュアル類の整理・統合を図ります。	(2) 委員会などの運営検討	必要に応じて、委員会などの運営について検討します。	(3) 各種システムの統合	必要に応じて、情報システム、経理システムなどの各種システムの統合を図ります。	(4) 名義変更	必要に応じて、各種名義変更を行います。	<u>(5) その他</u>	<u>消滅法人における権利義務については吸収合併存続法人に引き継がれます。</u> <u>消滅法人の財務諸表等の決議また届出・公表は、吸収合併存続法人において行います。</u>	以下のとおりです。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>説明</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 各種規程・マニュアル類の整理・統合</td><td>必要に応じて、各種規程・マニュアル類の整理・統合を図ります。</td></tr> <tr> <td>(2) 委員会などの運営検討</td><td>必要に応じて、委員会などの運営について検討します。</td></tr> <tr> <td>(3) 各種システムの統合</td><td>必要に応じて、情報システム、経理システムなどの各種システムの統合を図ります。</td></tr> <tr> <td>(4) 名義変更</td><td>必要に応じて、各種名義変更を行います。</td></tr> <tr> <td><u>(新規)</u></td><td><u>(新規)</u></td></tr> </tbody> </table>	項目	説明	(1) 各種規程・マニュアル類の整理・統合	必要に応じて、各種規程・マニュアル類の整理・統合を図ります。	(2) 委員会などの運営検討	必要に応じて、委員会などの運営について検討します。	(3) 各種システムの統合	必要に応じて、情報システム、経理システムなどの各種システムの統合を図ります。	(4) 名義変更	必要に応じて、各種名義変更を行います。	<u>(新規)</u>	<u>(新規)</u>
項目	説明																								
(1) 各種規程・マニュアル類の整理・統合	必要に応じて、各種規程・マニュアル類の整理・統合を図ります。																								
(2) 委員会などの運営検討	必要に応じて、委員会などの運営について検討します。																								
(3) 各種システムの統合	必要に応じて、情報システム、経理システムなどの各種システムの統合を図ります。																								
(4) 名義変更	必要に応じて、各種名義変更を行います。																								
<u>(5) その他</u>	<u>消滅法人における権利義務については吸収合併存続法人に引き継がれます。</u> <u>消滅法人の財務諸表等の決議また届出・公表は、吸収合併存続法人において行います。</u>																								
項目	説明																								
(1) 各種規程・マニュアル類の整理・統合	必要に応じて、各種規程・マニュアル類の整理・統合を図ります。																								
(2) 委員会などの運営検討	必要に応じて、委員会などの運営について検討します。																								
(3) 各種システムの統合	必要に応じて、情報システム、経理システムなどの各種システムの統合を図ります。																								
(4) 名義変更	必要に応じて、各種名義変更を行います。																								
<u>(新規)</u>	<u>(新規)</u>																								
実施内容 (1) ～ (4) (略) <u>(5) その他</u> <u>消滅法人における権利義務については吸収合併存続法人に引き継がれます。消滅法人の財務諸表等の決議また届出・公表は、吸収合併存続法人において行います。なお、財務諸表等電子開示システムによる届出等においては、消滅法人のアカウントにてログインし、所轄庁宛の届出が</u>	実施内容 (1) ～ (4) (略) <u>(新規)</u>																								

「合併・事業譲渡等マニュアル」－新旧対照表－

(下線部分は改正部分)

改正後	現行																								
<u>可能です。</u> 3.4 新設合併手続きの解説 1～13 (略) 14 規程・システムなどの整備 実施事項 規程・システムなどの整備を行う場合に実施事項と考えられるものは以下のとおりです。 <table> <tr> <th>項目</th><th>説明</th></tr> <tr> <td>(1) 各種規程・マニュアル類の整理・統合</td><td>必要に応じて、各種規程・マニュアル類の整理・統合を図ります。</td></tr> <tr> <td>(2) 委員会などの運営検討</td><td>必要に応じて、委員会などの運営について検討します。</td></tr> <tr> <td>(3) 各種システムの統合</td><td>必要に応じて、情報システム、経理システムなどの各種システムの統合を図ります。</td></tr> <tr> <td>(4) 名義変更</td><td>必要に応じて、各種名義変更を行います。</td></tr> <tr> <td><u>(5) その他</u></td><td><u>消滅法人における権利義務については新設合併設立法人に引き継がれます。</u> <u>消滅法人の財務諸表等の決議また届出・公表は、新設合併設立法人において行います。</u></td></tr> </table>	項目	説明	(1) 各種規程・マニュアル類の整理・統合	必要に応じて、各種規程・マニュアル類の整理・統合を図ります。	(2) 委員会などの運営検討	必要に応じて、委員会などの運営について検討します。	(3) 各種システムの統合	必要に応じて、情報システム、経理システムなどの各種システムの統合を図ります。	(4) 名義変更	必要に応じて、各種名義変更を行います。	<u>(5) その他</u>	<u>消滅法人における権利義務については新設合併設立法人に引き継がれます。</u> <u>消滅法人の財務諸表等の決議また届出・公表は、新設合併設立法人において行います。</u>	3.4 新設合併手続きの解説 1～13 (略) 14 規程・システムなどの整備 実施事項 規程・システムなどの整備を行う場合に実施事項と考えられるものは以下のとおりです。 <table> <tr> <th>項目</th><th>説明</th></tr> <tr> <td>(1) 各種規程・マニュアル類の整理・統合</td><td>必要に応じて、各種規程・マニュアル類の整理・統合を図ります。</td></tr> <tr> <td>(2) 委員会などの運営検討</td><td>必要に応じて、委員会などの運営について検討します。</td></tr> <tr> <td>(3) 各種システムの統合</td><td>必要に応じて、情報システム、経理システムなどの各種システムの統合を図ります。</td></tr> <tr> <td>(4) 名義変更</td><td>必要に応じて、各種名義変更を行います。</td></tr> <tr> <td><u>(新規)</u></td><td><u>(新規)</u></td></tr> </table>	項目	説明	(1) 各種規程・マニュアル類の整理・統合	必要に応じて、各種規程・マニュアル類の整理・統合を図ります。	(2) 委員会などの運営検討	必要に応じて、委員会などの運営について検討します。	(3) 各種システムの統合	必要に応じて、情報システム、経理システムなどの各種システムの統合を図ります。	(4) 名義変更	必要に応じて、各種名義変更を行います。	<u>(新規)</u>	<u>(新規)</u>
項目	説明																								
(1) 各種規程・マニュアル類の整理・統合	必要に応じて、各種規程・マニュアル類の整理・統合を図ります。																								
(2) 委員会などの運営検討	必要に応じて、委員会などの運営について検討します。																								
(3) 各種システムの統合	必要に応じて、情報システム、経理システムなどの各種システムの統合を図ります。																								
(4) 名義変更	必要に応じて、各種名義変更を行います。																								
<u>(5) その他</u>	<u>消滅法人における権利義務については新設合併設立法人に引き継がれます。</u> <u>消滅法人の財務諸表等の決議また届出・公表は、新設合併設立法人において行います。</u>																								
項目	説明																								
(1) 各種規程・マニュアル類の整理・統合	必要に応じて、各種規程・マニュアル類の整理・統合を図ります。																								
(2) 委員会などの運営検討	必要に応じて、委員会などの運営について検討します。																								
(3) 各種システムの統合	必要に応じて、情報システム、経理システムなどの各種システムの統合を図ります。																								
(4) 名義変更	必要に応じて、各種名義変更を行います。																								
<u>(新規)</u>	<u>(新規)</u>																								

「合併・事業譲渡等マニュアル」－新旧対照表－

(下線部分は改正部分)

改正後	現行
実施内容 (1) ～ (4) (略) <u>(5) その他</u> <u>消滅法人における権利義務については新設合併設立法人に引き継がれます。消滅法人の財務諸表等の決議また届出・公表は、新設合併設立法人において行います。なお、財務諸表等電子開示システムによる届出等においては、消滅法人のアカウントにてログインし、所轄庁宛の届出が可能です。</u> (略) 第 4 章 社会福祉法人における事業譲渡等の手引き 4.1 事業譲渡等におけるポイントと留意事項 (略) ・行政への相談（各種手続） 事業譲渡等は、基本財産の移動を伴うこともあり、所轄庁の承認や国庫補助事業により取得した財産の処分にかかる承認、さらには、独立行政法人福祉医療機構又は民間金融機関の借入債務にかかる各種手続（抵当権の設定等）などクリアすべきものも多いと考えられます。このため、所轄庁等への事前の相談・協議を並行して進めていくことが重要です。 また、事業譲渡等は、譲渡元である法人における施設の廃止手続きと、譲渡先における施設の認可・指定等の手続きをスムーズに実施することが求められます。このため、所轄庁への事前相談等と同時に、事業所管行政庁にも事前相談を進めていくことが必要となります。 <u>令和 7 年度に、厚生労働省が所轄庁に対して、社会福祉法人の事業譲渡等に関する手続きについてアンケート調査を実施しています。結果の</u>	実施内容 (1) ～ (4) (略) <u>(新規)</u> (略) 第 4 章 社会福祉法人における事業譲渡等の手引き 4.1 事業譲渡等におけるポイントと留意事項 (略) ・行政への相談（各種手続） 事業譲渡等は、基本財産の移動を伴うこともあり、所轄庁の承認や国庫補助事業により取得した財産の処分にかかる承認、さらには、独立行政法人福祉医療機構又は民間金融機関の借入債務にかかる各種手続（抵当権の設定等）などクリアすべきものも多いと考えられます。このため、所轄庁等への事前の相談・協議を並行して進めていくことが重要です。 また、事業譲渡等は、譲渡元である法人における施設の廃止手続きと、譲渡先における施設の認可・指定等の手続きをスムーズに実施することが求められます。このため、所轄庁への事前相談等と同時に、事業所管行政庁にも事前相談を進めていくことが必要となります。 <u>(新規)</u>

「合併・事業譲渡等マニュアル」－新旧対照表－

(下線部分は改正部分)

改正後	現行
<u>概要は下記のとおりですが、回答のあった所轄庁の運用状況を集計・整理したものであり、統一的な基準として示しているものではないことに留意が必要です。このため、実際の申請に当たっては、事前に所轄庁へ確認することが望まれます。</u> <u>(参考)</u> <u>各所轄庁における合併・事業譲渡等に関する手続き等の状況について</u> <u>(厚生労働省HP)</u> <u>(上記アンケート調査結果の概要(事業譲渡等について))</u> <u>(1) 定款変更認可の標準処理期間について</u> <u>標準処理期間を設定していると回答した所轄庁は、863 所轄庁のうち 124 所轄庁であった。その具体的な日数は申請から「30 日(1 か月)」とする所轄庁が最も多かった。なお、標準処理期間は、一般的な事案を想定した目安として定められているものであり、申請内容や状況等に応じて、実際の処理期間が変わることはあり得るこれを超える場合がある。</u> <u>(2) 定款変更認可に伴う所轄庁との事前相談について</u> <u>事前相談を必須としていると回答した所轄庁は、863 所轄庁のうち 57 所轄庁であった。事前相談は、利用者への影響や手続きの円滑化を目的として実施されているものが多く、具体的な内容は事業譲渡等の理由やスケジュール等に関する事項であった。</u> <u>(3) 定款変更認可における書類の提出について</u> <u>法令に定める提出書類に加えて追加で書類を求めていると回答した所轄庁は、863 所轄庁のうち 132 所轄庁であった。追加書類の内容としては、各法人の定款や建物の図面、不動産登記事項証明書、財産目録等を求める例がみられた。また、電子メールによる提出に対応する所轄庁もある。</u>	

「合併・事業譲渡等マニュアル」－新旧対照表－

(下線部分は改正部分)

改正後	現行
<u>(4) その他</u> <u>事業譲渡に伴い基本財産処分の承認を得る場合における標準処理期間を設定していると回答した所轄庁は、863 所轄庁のうち 41 所轄庁であった。また、事前相談を必須としていると回答した所轄庁は、863 所轄庁のうち 57 所轄庁であった。</u> (略) 5～10 (略)	(略) 5～10 (略)